

第3回南幌町農業委員会総会議事録

令和5年8月30日（水）午前11時00分より、役場庁議室において
第3回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
3	番	江	郷		弘
4	番	上	野	勇	樹
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
8	番	山	田		浩
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者	5	番	久	保	正	彦
	9	番	背	尾	裕	典

議長 これより、第3回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は10名でございます。
久保委員、背尾委員におかれましては、欠席届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。6番 野呂田 委員、
7番 青木 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第3回南幌町農業委員会総会は、8月30日 本日1日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第3回南幌町農業委員会総会は、8月30日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和5年7月28日、第2回農業委員会総会を開催した。

8月 2日、令和5年度第I期南空知農業委員会連絡協議会が岩見沢市で開催され、会長出席した。

8月 9日、利用調整会議・あっせん委員会が開催され、関係委員出席した。

8月10日 令和5年度空知農業委員会連合会臨時総会が岩見沢市で開催され、会長出席した。

8月28日 南幌町都市計画審議会に会長出席した。

8月29日 令和5年度新規就農者激励会が南幌町農

業協同組合で開催され、会長出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 **日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定について**を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。

南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。

令和5年8月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、4件でございます。

いずれも、再認定となり、認定年月日は令和5年8月14日、有効期限は令和10年8月13日までとなっております。

認定番号5の8の1、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号5の8の2、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号5の8の3、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定番号5の8の4、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**142経営体**のうち**法人が16法人**となります。説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。

令和5年8月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、2件でございます。

1件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇。賃借人は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号、〇〇 〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,690㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年8月16日でございます。

2件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇。賃借人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で29,666㎡他計6筆ございまして、69,147.22㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和5年8月16日でございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第6 議案第2号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん結果について。

第2回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので審議願、意見を求める。

令和5年8月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん結果につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。あっせんの申出地は、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、畑で16, 193㎡となります。あっせん年月日は、令和5年8月9日。結果につきましては、成立です。価格については、畑10aあたり、〇〇〇〇〇〇円。あっせんの相手方は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇でございます。

あっせん委員につきましては、1番 武良 委員、5番 久保 委員、12番 鍋山 委員となり、以上の結果となっています。

説明は以上でございます。

議 長 只今の説明に関連して、あっせんにあたられました委員より補足があればお願いいたします。

(なしの声)

議 長 ないようなので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん結果については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第7** 議案第3号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 買入協議の要請について。

旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願い、意見を求める。

令和5年8月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、1件でございます。

買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で

1,690㎡他計3筆ございまして47,654㎡となります。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 買入協議の要請については提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第8** 議案第4号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地等のあっせん申出について。
南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。
令和5年8月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1件でございます。
あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇。
土地の所在は空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇番の〇、田で
19,695㎡他計4筆ございまして、23,183.22㎡となります。
説明は以上でございます。

8 番 議長 8 番

議 長 8 番 山田委員

8 番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇〇〇〇〇〇〇〇が適格であると提案いたします。

議 長 只今、山田委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、3番 江郷委員、7番 青木委員 8番 山田委員が適当であると提案いたします。
説明は以上でございます。

議 長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第4号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第9 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について。
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。
令和5年8月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、所有権移転によるものが1件でございます。

譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。
譲受人は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,707㎡となります。

申請理由は、譲渡人は、高齢になり耕作できないので売却することにした。譲受人は、所有する耕作地に隣接する農地なので、申請地を取得し経営の規模拡大を図りたい。

別にお配りしている資料1農地法第3条調査書により説明いたします。資料1をご覧ください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲受人は個人であり該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は、所有権移転につき該当しない。同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。

なお、山田委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上でございます。

議 長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

8 番 議長 8 番

議 長 8 番 山田委員

8 番 この件について、現地調査を行いました。周辺農地への影響等はないものと思われ。以上です。

議 長 事務局の説明及び各委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 日程第 10 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について。
旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和 5 年 8 月 30 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第6号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が5件でございます。

整理番号5の8の1の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、畑で16,193㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号5の8の2の買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で36,269㎡他計26筆ございまして、149,819㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号5の8の3の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で29,151㎡他計2筆ございまして、63,928㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号5の8の4の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,769㎡他計4筆ございまして53,342㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号5の8の5の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で27,040㎡他計4筆ございまして、55,969㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

以上、集積計画の内容につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第6号 農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第11 議案第7号 現況証明願いについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第7号 現況証明願いについて。
農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、審議願い意見を求める。
令和5年8月30日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第7号について説明いたします。現況証明願いにつきましては3件でございます。
1件目の願出者は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇。土地の所在は空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、面積は1,483㎡。公簿地目は田。現況は農地以外、利用状況は雑種地で土地の所有者は、〇〇〇〇〇です。
2件目の願出者は、伊達市〇〇〇町〇〇番地〇、〇〇 〇。土地の所在は空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、面積は2,061㎡。公簿地目は畑。現況は農地以外、利用状況は雑種地で、土地の所有者は、〇〇 〇です。
3件目の願出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。

土地の所在は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、面積は586㎡、公簿地目は畑。空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、面積は1,389㎡、公簿地目は畑。空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、面積は281㎡。公簿地目は田。いずれも現況は農地以外、利用状況は宅地で、土地の所有者は〇〇 〇〇です。

証明を必要とする理由は、3件とも地目変更登記申請のためです。

説明は以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員の代表より、現地の状況について説明願います。

4 番 議長 4 番

議長 4 番 上野 委員

4 番 願い出のあった3件についてですが、私と久保委員、野呂田委員の3名で事務局の説明により現地の確認をいたしました。

1件目と2件目については、現状では、雑種地として利用しており、今後、畑として利用するには困難な状況です。3件目については、現状では、宅地として利用しており、今後、田、畑として利用するには困難な状況です。3件については申請のとおりであると確認いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第7号 現況証明願いについては願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は願い出のとおり証明することに決しました。

議 長 日程第 12 議案第 8 号 南幌町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に伴う意見書についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 8 号 南幌町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に伴う意見書について。
農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定に基づき、変更に伴う意見書の提出を求められたので審議願ひ、意見を求める。
令和 5 年 8 月 3 0 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事 務 局 議案第 8 号 南幌町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に伴う意見書について説明いたします。

この基本構想は、地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の実現のため、認定農業者制度の推進や認定農業医者に対する農用地の利用集積等による経営基盤の強化に向けた取組の推進方策を示すものです。

今回の変更のポイントとしては、

1 本年 4 月 1 日に農業経営基盤強化促進法等の関係法令が一部改正され、同法に基づき北海道の基本方針が見直されたことによるもの。

2 令和 6 年度までに地域計画の策定に伴い、「人・農地プラン」から「地域計画」へ文言を修正するもの

3 農業経営改善関係資金の活用に伴う、「酪農」経営形態等の追加となっています。

変更内容は町、農協、普及センター、農業委員会の各担当者により検討協議したもので、北海道の基本方針と本町の状況を踏まえた内容となっています。

今後は、農業委員会及び農業協同組合の意見を付して、北海道知事に基本構想変更にかかる同意申請書を提出したのち、北海道

において基本構想変更の同意がなされ、公告することになって
います。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんのでこれより採決を行ないます。
お諮りいたします。議案第8号 南幌町農業経営基盤強化促進
基本構想の変更に伴う意見書の提出については、適当である旨の
意見書を提出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は適当である旨の意見書を
提出することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしま
した。

第3回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたした
いと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第3回南幌町農業委員会総会は
只今を以って閉会といたします。

(午前11時30分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

6 番

7 番